

第1章 調査の概要

(1) 目的

次世代を担う子どもたちが、生まれ育った環境に左右されることなく、健やかに育ち、夢や希望、意欲にあふれ自立した人間へと成長することができる社会づくりに向けて、子どもの貧困対策における効果的な支援のあり方を検討するための基礎資料を得るため、県全体の子どもの生活実態や学習環境等について調査を行った。

(2) 調査対象, 調査時期, 調査方法

○調査対象

島根県内の学校に通学している小学5年生、中学2年生、高校2年生とその保護者

○調査時期

令和6年5月

○調査方法

学校を通じて配布・しまね電子申請サービスへの入力または郵送での回収

調査票は、児童・生徒が回答する「子ども票」と保護者が回答する「保護者票」から構成され、子どもと保護者それぞれがWEB上でしまね電子申請サービスを利用して記入の他、個別に封かんしたものを封筒に入れ、一式を島根県健康福祉部地域福祉課へ返送する形での回収も実施した。

(3) 配布・回答数

		配布数	有効回答数	親子のマッチングができた数
小学5年生	子ども	5,779	1,606 (27.8%)	1,529 (26.3%)
	保護者	5,779	2,058 (35.6%)	1,529 (26.3%)
中学2年生	子ども	5,839	1,366 (23.4%)	1,224 (21.1%)
	保護者	5,839	1,857 (31.8%)	1,224 (21.1%)
高校2年生	子ども	6,049	1,388 (22.9%)	1,120 (18.0%)
	保護者	6,049	1,771 (29.3%)	1,120 (18.0%)
総計		35,334	10,046 (28.4%)	7,746 (21.7%)

(4) 集計方法

○本調査では、クロス集計に関して、カイ二乗検定によって分布が統計的に有意であるかを検定しており、検定結果は次のように示す。

〔**〕 …集計結果が 1%水準で有意である

〔*〕 …集計結果が 5%水準で有意である

〔 〕 …集計結果が有意でない

〔－〕 …検定不能

なお、1%水準で有意であるとは、図表で示している項目の間に統計的に差が無い確率が 1%未満であり、差があるといって問題がない、という意味を表す。

○生活困難層、非生活困難層を判定するための設問が無回答の場合、判定不能としたものがあるため、生活困難層、非生活困難層の合計は全体数とは一致しない。

○各図表の数値の合算値は、端数処理の関係上、各項目の割合の合計値が 100%とならない場合がある。

(5) 本調査における生活困難の定義について

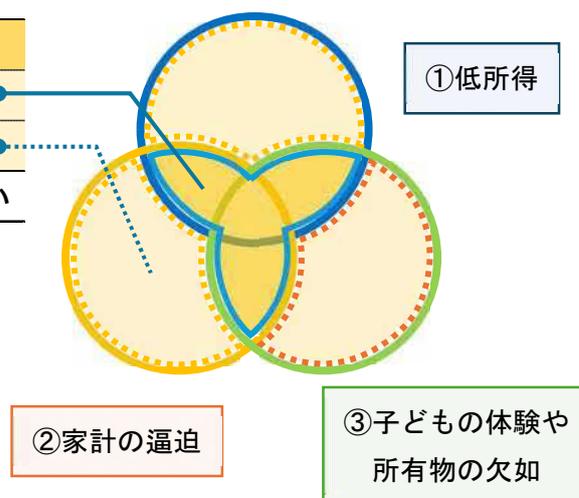
本調査では、子どもの生活における「生活困難」を次の3つの要素から分類する。

<p>①低所得 (保護者【問3】、【問15】)</p>	<p>・「国民生活基礎調査」における相対的貧困率の考え方を準用</p> <p>① 全ての世帯を 【問15】の選択肢の中央値 ÷ √【問3】の世帯人数 で算出し、その平均値を出す</p> <p>② ①の1/2未満の世帯を低所得と定義する。</p>
<p>②家計の逼迫(保護者【問18】)</p>	<p>経済的な理由で、公共料金や家賃を支払えなかった経験や食料・衣類を買えなかった経験などの5項目のうち、1つ以上に該当</p> <p>(1)家族が必要とする食料が買えなかった [回答⇒「よくあった」、「ときどきあった」、「まれにあった」]</p> <p>(2)家族が必要とする衣類が買えなかった [回答⇒「よくあった」、「ときどきあった」、「まれにあった」]</p> <p>(3)電話料金[回答⇒「あった」]</p> <p>(4)公共料金(電気代、ガス代、水道代)[回答⇒「あった」]</p> <p>(6)家賃[回答⇒「あった」]</p>
<p>③子どもの体験や所有物の欠如 (保護者【問19】、【問20】、【問21】)</p>	<p>子どもの体験や所有物などに関する次の15項目のうち、経済的な理由で、欠如している項目が3つ以上該当</p> <p>【問20】</p> <p>(1)海水浴に行く (2)博物館・科学館・美術館などに行く (3)キャンプやバーベキューに行く (4)スポーツ観戦や劇場に行く (5)遊園地やテーマパークに行く</p> <p>【問19】</p> <p>(1)毎月お小遣いを渡す (2)毎年新しい洋服・靴を買う (3)習いごと(音楽、スポーツ、習字など)に通わせる (4)学習塾に通わせる(又は家庭教師に来てもらう) (5)お誕生日のお祝いをする (6)年に1回くらい家族旅行に行く (7)クリスマスプレゼントや正月のお年玉をあげる</p> <p>【問21】</p> <p>1.子どもの年齢にあった本 2.子供用のスポーツ用品・おもちゃ 3.子どもが自宅で宿題をすることができる場所</p>

表A

●生活困難層（生活困窮層、周辺層）、非生活困難層の分類

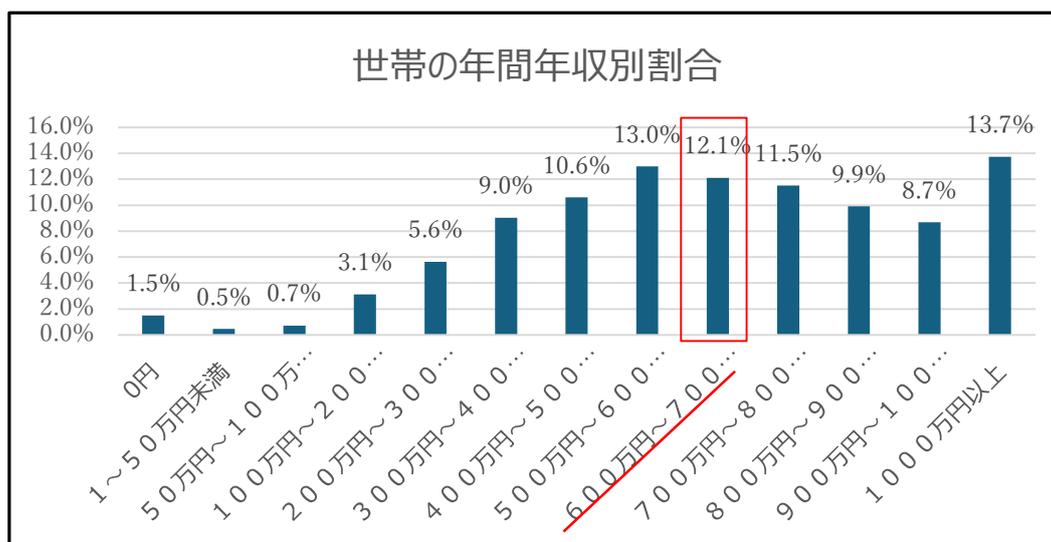
生活困難層	生活困窮層＋周辺層
生活困窮層	2つ以上の要素に該当
周辺層	いずれか1つの要素に該当
非生活困難層	いずれの要素にも該当しない



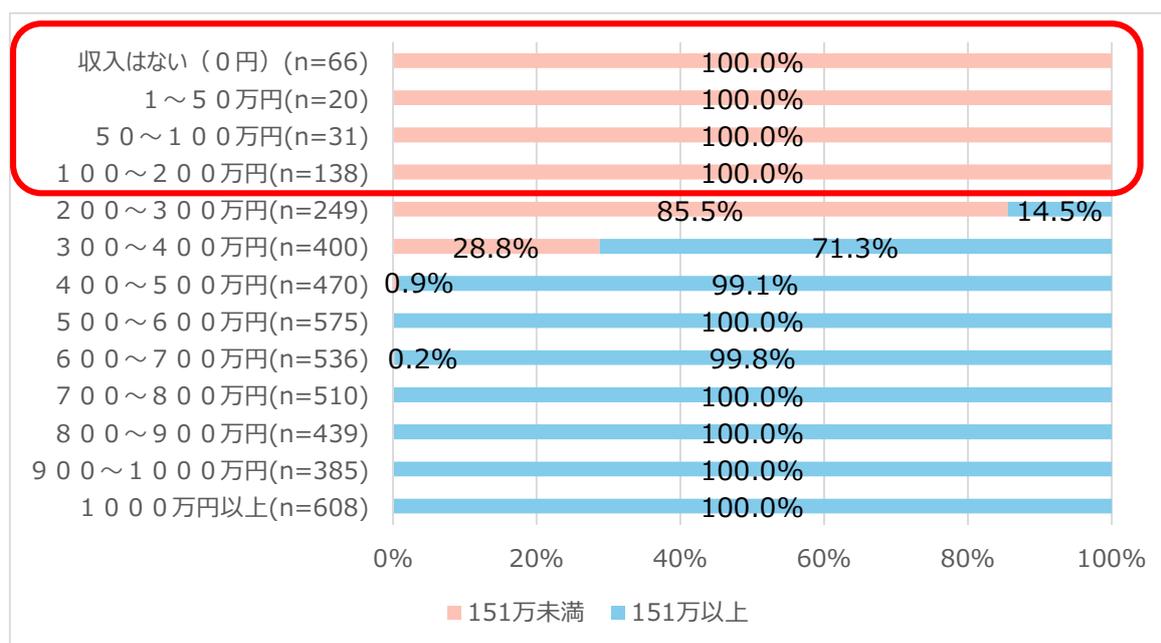
生活困難の3つの要素について

①低所得

本調査では、低所得を世帯人数にかかわらず世帯の年間収入が200万円以下とする。
 本調査において、世帯の年間収入の中央値が600～700万円、平均世帯人数は4.59人
 中央値（650万円とする）を平均世帯人数の平方根で除した値の50%は151万円であった。



世帯の年間収入について選択されたカテゴリーの中央値を世帯人数の平方根で除した値が、200万円以下の世帯はすべて151万円以下となった（下図参照）。今回の調査では選択カテゴリーの金額に最大100万円のぶれがあることを考慮し、世帯人数にかかわらず世帯の年間収入が200万円以下を低所得と定義する。



②家計の逼迫

「家計の逼迫」は、家計の中で大きな比重を占め、これらの欠乏により、基本的な生活水準を保つことが難しいと考えられる公共料金や食料・衣類の費用が捻出できない状況と定義する。具体的には、保護者票において過去1年間に、経済的な理由で電話、電気、ガス、水道、家賃などの料金の滞納があったか、また過去1年間に「家族が必要とする食料が買えなかった経験」、「家族が必要とする衣類が買えなかった経験」があったかの7つの項目のうち、1つ以上が該当する場合を「家計の逼迫」とあると定義する。

③子どもの体験や所有物の欠如

①と②は、世帯全体の生活困難を表すが、子供自身の生活困難を表す指標として、「子供の体験や所有物の欠如」を用いる。ここで用いられる子供の体験や所有物とは、日本社会において、大多数の子供が一般的に享受していると考えられる経験や物品である。

具体的には、保護者票において過去1年間に、「海水浴に行く」、「博物館・科学館・美術館などに行く」、「スポーツ観戦や劇場に行く」、「キャンプやバーベキューに行く」、「遊園地やテーマパークに行く」ことが「経済的にできない」、「毎月おこづかいを渡す」、「毎年新しい洋服・靴を買う」、「習い事（音楽、スポーツ、習字等）に通わせる」、「学習塾に通わせる（または家庭教師に来てもらう）」、「お誕生日のお祝いをする」、「1年に1回くらい家族旅行に行く」、「クリスマスのプレゼントや正月のお年玉をあげる」ことが「経済的にできない」、または「子供の年齢に合った本」「子供用のスポーツ用品・おもちゃ」「子供が自宅で宿題（勉強）ができる場所」が「経済的理由のために世帯にない」（全15項目）である。これらの項目のうち3つ以上が該当している場合に、「子供の体験や所有物の欠如」の状況にあると定義する。